

## 不登校児童生徒への支援の充実に向けた基本方針

令和4年9月21日 京田辺市教育委員会決定

京田辺市立小中学校における不登校児童生徒への支援については、学校と京田辺市教育委員会とが連携を図りながら、すべての児童生徒が「学校に来ることが楽しい」と感じる魅力ある学校づくりを進めてきた（未然防止）。また、児童生徒の不登校の兆候を見逃さないよう状況把握に努め、兆候が見られた際には学校全体で組織的に取り組む（初期対応）とともに、別室登校・放課後登校、校内適応指導教室など個に応じて対応してきた。併せて、公認心理師を中心とした「学校サポートチーム」による支援や、スクールカウンセラーによる相談事業、スクールソーシャルワーカーを活用した児童生徒を取り巻く環境面の支援等を行ってきた。

不登校となった場合でも、学校における支援に加え、適応指導教室ポットラックにおいて学校復帰や社会的自立を目指した取組を実施してきたところである。

しかしながら、本市における不登校児童生徒は、全国的な傾向と同様に年々増加しており、その要因や背景もますます複雑化・多様化している。その一方で、不登校児童生徒を支援する現在のポットラックは手狭で活動スペースに制約があり、さらには個室が確保できない。また、教育相談の専門家が配置できておらず、個別対応、訪問支援及び専門家による教育相談などに対応しきれていない。

そのような中、不登校を取り巻く国の動向として、平成28年度に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、同法を受けて「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」が策定された。さらに、令和元年度には、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理された文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」が示され、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、「社会的に自立する」ことを目指す必要があることや、個々の状況に応じて適切な支援を行うことなどを基本方針としたうえでの支援の在り方がより強く打ち出された。

そのことから、本市教育委員会では、附属機関である京田辺市学校教育審議会に対し、本市における不登校児童生徒への支援策について諮詢し、令和4年2月にその答申「京田辺市における不登校児童生徒への支援がより一層効果的で充実したものとなるための具体的な取組について」を受けたところである。

本市教育委員会として、この答申を最大限尊重し、次のとおり取り組むものである。

## (1) 学校における支援のための体制の充実

- ・児童生徒が安心して生活できる学校環境と「魅力的な学校」づくりのさらなる推進
- ・スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等と連携し、組織的に支援や教育相談にあたる学校体制の強化
- ・教育委員会学校サポートチームによる学校支援の強化
- ・不登校児童生徒支援にあたる教職員の市独自配置に向けた検討

## (2) 児童生徒への訪問支援体制と相談機能の充実

- ・学校への登校やポットラック通所も困難である児童生徒への訪問支援体制の整備
- ・インターネットを活用した面談や教育相談の実施
- ・保護者が気軽に教育相談を受けられる体制整備

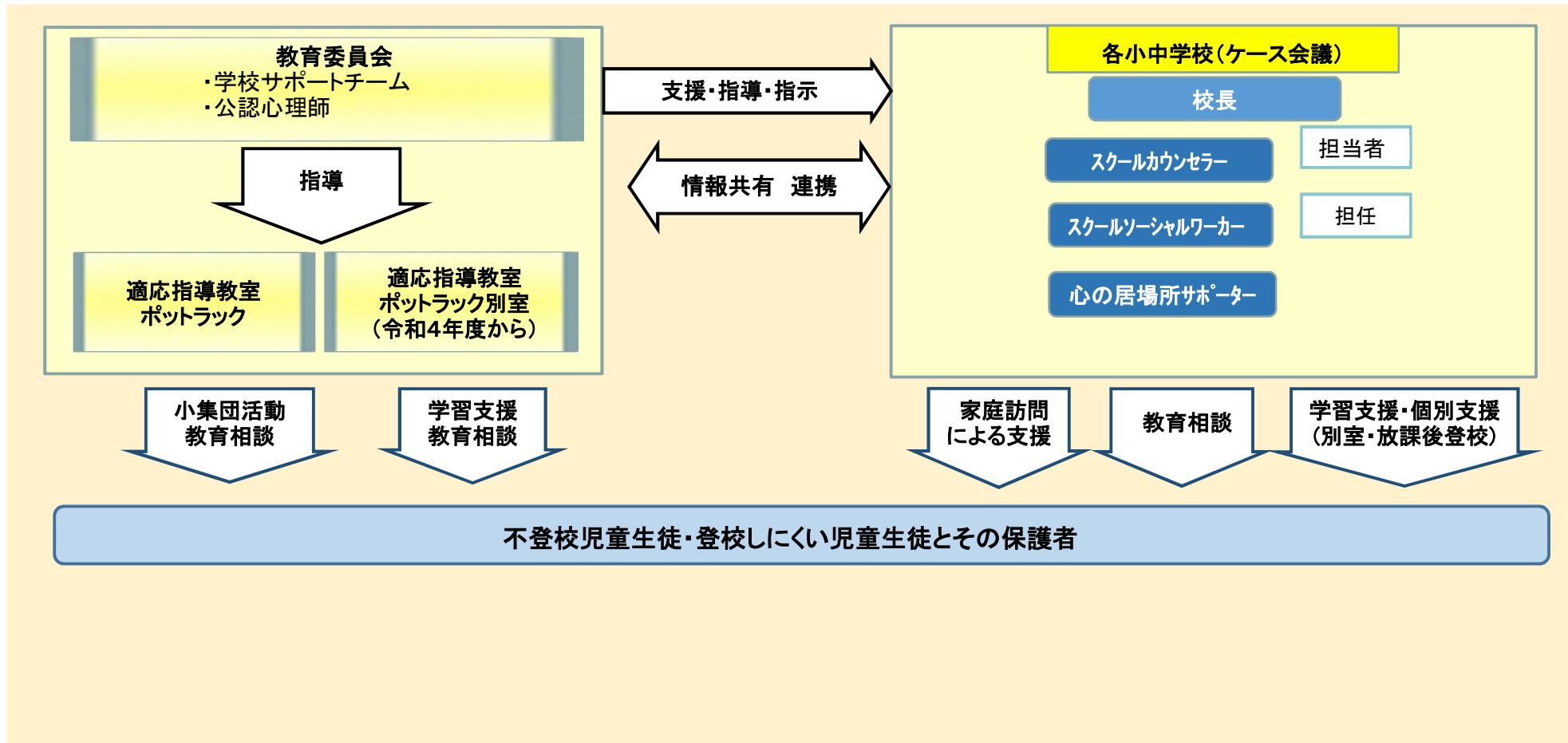
## (3) I C Tの活用などによる学習支援の充実

- ・ポットラックの個別学習支援機能の強化と実施日の拡充及び、インターネットを活用した対面学習の実施
- ・学校において貸与のタブレット端末を活用した、授業の様子や課題の配信
- ・学習支援に活用できるアプリケーションの導入

## (4) 総合的な取組に向けた体制の整備

- ・ポットラックの恒常的な機能拡充を目的として、通所する児童生徒が落ち着いて過ごすことができる場所の確保
- ・個室整備など施設の環境整備等による、個々の課題に応じた個別支援の充実
- ・常勤のスクールカウンセラー（公認心理師）による不登校児童生徒・保護者の教育相談活動及び教育相談的視点を持った支援の充実
- ・保護者の就労形態等にできるだけ左右されることなく児童生徒が通うことのできるような手法の検討
- ・教育相談専任指導主事及び特別支援専任指導主事が市内小中学校の教育相談、適応指導、特別支援を一元的に管理し、子育て支援課など市の関係機関と連携することによる、特別支援を含めた包括的な不登校の未然防止及び不登校児童生徒の社会的自立に向けた取組の充実
- ・不登校や特別支援のより詳細な状況調査や、それに基づく外部専門家等を活用した教職員研修の実施

## これまでの京田辺市不登校児童生徒への支援(イメージ)



## 「だれ一人取り残さないための」京田辺市不登校児童生徒への支援(イメージ)

